

官報

号外

昭和四十年二月十日

○第四十八回 参議院會議録第六号

昭和四十年二月十日(水曜日)

午前十時十三分開議

○議事日程 第五号

昭和四十年二月十日

午前十時開議

第一 昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、請假の件

二、裁判官訴追委員辞任の件

一、裁判官訴追委員、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員、国土総合開発審議会委員、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員及び豪雪地帯対策審議会委員の選挙

一、運輸審議会委員の任命に関する件

一、日程第一 昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る一月二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

小柳 牧衛君

同

古池 信三君

同

永岡 光治君

同

館 哲二君

同

重宗 雄三君

同

西田 信一君

同

中村 順造君

同

増原 恵吉君

同

山本 利壽君

同

柴田 栄君

同

斎藤 昇君

同

山下 春江君

同

天坊 裕彦君

同

松平 勇雄君

同

石井 桂君

同

建設委員

同

予算委員

同

仲原 善一君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同

館 哲二君

同

奥 むめお君

同

村上 義一君

同

森田 タマ君

同

日高 広為君

同

柴田 栄君

同

重宗 雄三君

同

中村 順造君

同

天坊 裕彦君

同

山本 利壽君

同

斎藤 昇君

同

永岡 光治君

同

石井 桂君

同

小柳 牧衛君

同

西田 信一君

同

山下 春江君

同

館 哲二君

同

松平 勇雄君

同

古池 信三君

同

増原 恵吉君

同

中野 文門君

同

斎藤 昇君

同

日高 広為君

同

高瀬 太郎君

同

奥 むめお君

同

後藤 義隆君

同

館 哲二君

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

大竹平八郎君

同

野知 浩之君

同

和泉 覚君

同

山崎 齊君

同

石炭対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

大竹平八郎君

同

野知 浩之君

同

和泉 覚君

同

山崎 齊君

同

石炭対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

大竹平八郎君

同

野知 浩之君

同

和泉 覚君

同

山崎 齊君

同

石炭対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

大竹平八郎君

同

野知 浩之君

同

和泉 覚君

同

山崎 齊君

同

石炭対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

大竹平八郎君

同

野知 浩之君

同

和泉 覚君

科学技術振興対策特別委員会

理事 大谷藤之助君
理事 丸茂 重貞君
理事 瀬谷 英行君
理事 松澤 兼人君
公職選挙法改正に関する特別委員会
理事 後藤 義隆君
理事 館 哲二君
理事 松本 賢一君
理事 基 政七君

産業公害対策特別委員会

理事 高橋進太郎君
理事 中野 文門君
理事 北村 暢君
理事 小平 芳平君
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
建設省設置法の一部を改正する法律案
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員野坂参三君提出神奈川県藤沢税務署の徴税行政に関する質問に対する答弁書

同日本院は、裁判官訴訟委員柴谷要君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査会委員予備委員本院議員赤松常子君の同審査会委員予備委員辞任によ

る補欠として左記の者を選出した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 向井 長年君 (中村順造君の予備委員)
同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員米田勲君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和三十九年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
法務大臣官房司法法制調査部長 鹽野 宜慶君
厚生省医務局長 大崎 康君
同日内閣総理大臣から議長宛、法務大臣官房司法法制調査部長鹽野宜慶君外一名(前掲議長承認)を第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る一月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 重宗 雄三君
地方行政委員 重政 庸徳君
大蔵委員 栗原 祐幸君
社会労働委員 竹中 恒夫君
予算委員 斎藤 昇君
同 阿具根 登君

同 久保 等君

決算委員 佐野 芳雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 栗原 祐幸君
地方行政委員 竹中 恒夫君
大蔵委員 重宗 雄三君
社会労働委員 重政 庸徳君
予算委員 仲原 善一君
同 北村 暢君
同 鈴木 強君
同 小酒井義男君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 藤原 道子君
石炭対策特別委員 小宮市太郎君
科学技術振興対策特別委員 野上 元君
産業公害対策特別委員 井川 伊平君
同 阿部 竹松君
同 杉山善太郎君
同 近藤 信一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 杉山善太郎君
石炭対策特別委員 阿部 竹松君
科学技術振興対策特別委員 光村 基助君
産業公害対策特別委員 井野 碩哉君
同 柳岡 秋夫君
同 藤原 道子君

同 椿 繁夫君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 日高 広為君 (仲原善一君の補欠)
理事 中村 順造君 (山本伊三郎君の補欠)
理事 鈴木 一弘君 (鈴木一弘君の補欠)
理事 田畑 金光君 (高山恒雄君の補欠)
理事 高瀬莊太郎君 (奥むめお君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
会計法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
文部省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件 運輸委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した

大蔵委員 (国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの) 重宗 雄三君

社会労働委員 国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの
重政 庸徳君

議院運営委員 栗原 祐幸君
竹中 恒夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの
栗原 祐幸君

社会労働委員 国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの
竹中 恒夫君

議院運営委員 田中 清一君
森田 タマ君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

建設省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 鬼木 勝利君
農林水産委員 北條 雋八君
予算委員 北村 暢君
鈴木 強君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 北條 雋八君
農林水産委員 鬼木 勝利君
予算委員 阿具根 登君
久保 等君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員 山崎 齊君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

石炭対策特別委員 大竹平八郎君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会 理事 栗原 祐幸君 (小柳牧衛君の補欠)
理事 下村 定君 (石原幹市郎君の補欠)
地方行政委員会 理事 竹中 恒夫君 (西田信一君の補欠)
理事 林 虎雄君 (松本賢一君の補欠)
外務委員会 理事 森 元治郎君 (加藤シヅエ君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 堀本 宜実君
同 北條 雋八君
農林水産委員 八木 一郎君
同 鬼木 勝利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 八木 一郎君
同 鬼木 勝利君
農林水産委員 堀本 宜実君
同 北條 雋八君

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

議第千九百九十一号(××三)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

財政法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

同日議員から左の質問主意書が提出された。

埋蔵文化財保護に関する質問主意書(小酒井義男君提出)

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審議会委員としての任期が二月十三日満了となるので後任者の推薦を願いたい旨の要求書を受領した。

記 参議院議員 松本 賢一
同 柳岡 秋夫
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 後藤 義隆君 文教委員 中野 文門君 農林水産委員 堀本 宜実君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	た。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件 去る五日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。	所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案 去る六日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。	治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 同日内閣總理大臣から議長宛、去る五日付をもつて大蔵省理財局長吉岡英一君は国税庁長官に、また同日付をもつて国税庁長官木村秀弘君は退職したので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。
内閣委員 堀本 宜実君 同 後藤 義隆君 同 中野 文門君 法務委員 上林 忠次君 文教委員 三木與吉郎君 農林水産委員 八木 一郎君 同日議長において、左の特別委員の辭任を許可した。	内閣委員 中野 文門君 同 後藤 義隆君 同 上林 忠次君 法務委員 上林 忠次君 文教委員 三木與吉郎君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	国立養護教諭養成所設置法案 同日左の質問主意書を内閣に転送した。 埋蔵文化財保護に關する質問主意書（小酒井義男君提出） 一昨八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。	大蔵省理財局長 佐竹 浩君 国税庁長官 吉岡 英一君 同日内閣總理大臣から議長宛、大蔵省理財局長佐竹浩君外一名（前掲議長承認）を第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
公職選挙法改正に關する特別委員 基 政七君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 公職選挙法改正に關する特別委員 田上 松衛君 同日委員会において当選した理事は左の通りである。	内閣委員 三木與吉郎君 同 上林 忠次君 同 後藤 義隆君 同 中野 文門君 同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。	自治省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託 医療金融公庫法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託 郵便貯金法の一部を改正する法律案 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案 通信委員会に付託	法務委員会 理事 後藤 義隆君（後藤義隆君の補欠） 大蔵委員会 理事 西川甚五郎君（柴田栄君の補欠） 理事 佐野 廣君（日高広為君の補欠） 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
農林水産委員会 理事 田中 啓一君（北條尚八君の補欠） 運輸委員会 理事 江藤 智君（天坊裕彦君の補欠） 同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。 物品管理法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され	所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案	住宅金融公庫法の一部を改正する法律案 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案	同日委員長から左の報告書が提出された。 昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案修正議決報告書 同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に

昭和四十年二月十日 参議院會議録第六号 昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

用については同項に規定する所得の金額に、同法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附則の規定を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、本則第四項に規定する売渡しの日を属する事業年度分の法人税につき法人税法第十八条若しくは第二十一条の規定による申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書を含む）を提出し又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた本則第四項の農業生産法人は、同項において準用する本則第一項の規定の適用により、法人税法第十八条又は第二十一条の規定による申告書に記載すべき所得金額若しくは法人税額が過大となる場合又は同法第二十六条の四第一項に規定する欠損金額若しくは同法第二十六条の五から第二十六条の入までの規定による還付金額が過少となる場合には、この法律の施行の日から一月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に對し、これらの額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ。

要領書

一、委員会の決定の理由

、本法律案は、昭和三十九年度米穀につき、事前売渡申込制度の円滑な実施に資するため、事前売渡申込みに基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税を軽減しようとするものであつて、適当な措置と認めるが、農業生産法人の法人税についても特例措置を講ずる修正を加えた。

一、費用

本法施行による昭和三十九年度の減収見込額は、所得税については約八億円、修正に伴う法人税については約百万円である。

一、国会法第五十七条の三に基づく内閣の意見
この特例措置を個人生産者について認める以上、農業生産法人に対しても同様の特例措置を認めることとする、この修正は、やむを得ないものと考え。

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十年一月二十六日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

1 米穀の生産者が、その生産した昭和三十九年度の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十九年九月二十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十年三月一日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十九年度の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十九年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和三十九年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和三十九年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和三十九年十月二十一日から昭和四十年三月一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

2 前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

九月二十一日	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県	八月三十一日
九月三十日	福島県、栃木県、新潟県及び長野県	十月三日
十月一日	福島県、栃木県、新潟県及び長野県	十月四日
同月二十日	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び長野県	同月二十三日
	北海道	同月二十四日
	福島県	同年十一月四日
十月二十一日	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び長野県	十月二十四日
	北海道	十月二十五日
	福島県	十一月五日

3 第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十

七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる

格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔西田信一君登壇、拍手〕

○西田信一君 ただいま議題となりました昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及びその結果を御報告いたします。

本案は、昭和三十九年度米穀を、生産者が事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合、同年分の所得税について、売り渡しの時期に応じ、一石当たり千七百円ないし千四百円を非課税としようとするものであります。これに伴う昭和三十九年度の減収額は所得税納八億円と見込まれております。

委員会におきましては、食糧管理政策に対する政府の考え方、農業におけるひずみの是正の問題、また、農業基本法第十七条との関係及び本特例措置を存続させる意義等について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了しましたところ、佐野廣委員より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民主社会党の四派共同提案として、まず法律案の名称を、「昭和三十九年度米穀についての所得税及び法人税の

臨時特例に関する法律案」とし、本特例措置を、米穀の個人生産者のほか、米作農業法人の法人税にについても講ずべきであるとの修正案が提出せられました。この修正による法人税の減収額は約百万円と見込まれますので、国会法第五十七条の三の規定に基づきまして、内閣の意見を求めたところ、やむを得ない旨の意見が述べられました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野溝委員より、農業の協業化を進める農業基本法の精神にかんがみ、修正案に賛成し、修正部分を除く原案にも賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、四派共同提案の修正案は全会一致をもって可決され、修正部分を除く原案全部についても全会一致をもって可決され、本案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって委員会修正どおり議決されました。

午前十時二十二分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長

重宗 雄三君

市川 房枝君 林 塩君 野知 浩之君 鬼木 勝利君 青田源太郎君 中尾 辰義君 浅井 亨君 森部 隆輔君 小平 芳平君 森 八三二君 野本 品吉君 最上 英子君 奥 むめお君 三木與吉郎君 村上 義一君 野田 俊作君 植木 光教君 熊谷太三郎君 山崎 斉君 岸田 幸雄君 仲原 善一君 豊田 雅孝君 竹中 恒夫君 堀本 宜実君 山本 利壽君 藤野 繁雄君 山高しげり君 北口 龍徳君 石田 次男君 鳥島徳次郎君 赤間 文三君 北條 雋八君 鈴木 恭一君 加賀山之雄君 二宮 文造君 上原 正吉君 松平 勇雄君 渋谷 邦彦君 中山 福蔵君 白木義一郎君 佐藤 尚武君 小暮武太夫君 森田 タマ君 久保 勘一君 植垣弥一郎君 川上 為治君 坪山 徳弥君 天坊 裕彦君 山下 春江君 佐藤 芳男君 堀 末治君 新谷寅三郎君

紅露 みつ君 植竹 春彦君 寺尾 豊君 谷口 慶吉君 鍋島 直紹君 川野 三暎君 温水 三郎君 村山 道雄君 柴田 栄君 稀浦 鹿蔵君 中野 文門君 岡村文四郎君 塩見 俊二君 小柳 牧衛君 那 祐一君 矢山 有作君 吉田忠三郎君 櫻井 志郎君 佐野 廣君 伊藤 頼道君 近藤 信一君 大矢 正君 小沢久太郎君 藤原 道子君 鈴木 強君 岩間 正男君 松本 賢一君 高山 恒雄君 藤田藤太郎君 木内 四郎君 田中 茂穂君 草葉 隆圓君 徳永 正利君 栗原 祐幸君 丸茂 重貞君 長谷川 仁君 大谷藤之助君 西田 信一君 石井 桂君 井上 清一君 斎藤 昇君 村松 久義君 林屋亀次郎君 安井 謙君 小林 篤一君 渡辺 勘吉君 林 虎雄君 後藤 義隆君 古池 信三君 戸叶 武君 近藤 鶴代君 田中 一君 加藤シヅエ君 阿部 竹松君 小林 武君 佐野 芳雄君 米田 勲君 横川 正市君

昭和四十年二月十日 参議院會議録第六号

相澤 重明君 森 元治郎君
光村 基助君 田上 松衛君
向井 長年君 藤田 進君
田畑 金光君 天田 勝正君
柳岡 秋夫君 北村 暢君
小酒井義男君 佐多 忠隆君
椿 繁夫君 成瀬 輔治君
鈴木 壽君 曾根 益君

國務大臣

大藏大臣 田中 角榮君

政府委員

運輸政務次官 大久保武雄君

神奈川県藤沢税務署の徴税行政に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十年一月二十二日

参議院議長 重宗 雄三殿

野坂 参三

神奈川県藤沢税務署の徴税行政に関する質問

主意書

神奈川県藤沢税務署長は、昭和三十九年十二月十八日、大和市下鶴間三、一三〇有有限会社松本電気店に対する更正決定を行なつた。これにつき本年一月八日同会社代表松本鋭吉及び税理士中村敏春は、同署担当官である法人税課松本係長及び担当調査官荒井事務官に面接し、この更正決定につ

いて説明を求めたが、松本係長は「署の方針として更正決定を行なう前に納税者に説明したり、その弁明をきくことは行なわれないし、又決定後もその内容を説明する必要を認めない。」と説明し、何ら説明をしなかつた。
これでは、納税者は全く納得の得られぬままに多額の税金を徴集されることとなり、申告納税制度の建前に反するものと考える。

第二十八回国会参議院大蔵委員会(三三、二、

一八)において当時の国税庁長官及び同庁直税部長は、更正決定に際しては、納税者の説明要求には応ずるべきである旨言明している。したがつて藤沢税務署係長が説明を拒否したことは、納税者の権利を著しくじゅうりんする不当な行為であり、職権濫用と思われるのでこれについて政府の所見を求める。
右質問する。

内閣参質四八第一号

昭和四十年一月二十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員野坂参三君提出神奈川県藤沢税務署の徴税行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野坂参三君提出神奈川県藤沢税務署の徴税行政に関する質問に対する答弁書

質問の件につき調査したところ、有有限会社松本電機店代表者松本鋭吉は、昭和四十年一月八日午前十時三十分頃藤沢税務署に来訪し、同日午後零時十五分頃まで、さらに同一時二十分頃から同三時頃までにわたり、同署法人税課松本係長と三係長と面接し、本件更正処分について、長時間に及ぶ応答があり、その内容については十分説明が行なわれたものである。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂美町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(二)